

審判員の謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「本協会」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 本協会が主催する日本ゴールボール選手権大会開催に伴う審判員を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の単価)

第3条 事業出席謝金は、1日の単価としては6時間以上とし、3時間以内を半日とする。ただし、3時間を超えた場合は1日として切り上げて処理する。

謝金の単価は、1日6,000円とする。

2 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の謝金単価を増額することができる。

(改廃)

第4条 本規程は、理事会の決議により変更・廃止することができる。

附則：本規程は令和5年4月1日から施行する。